

令和4年4月7日

建設工事を受注された皆様へ

新ひだか町総務部契約管財課

令和4年度に発注する工事の前払金の使途に係る特例の継続について

新ひだか町では前払金に係る使途拡大の特例の継続について、国と同様に令和4年度発注工事についても適用いたします。

記

1 特例措置の対象となる前払金

特例措置の対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものとします。

2 特例措置の対象となる前払金の使途拡大の範囲等

特例措置により前払金の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。